

2025 年 9 月

2024-25 年度個人所得税申告

2024-25 年度個人所得税の申告期限（個人で申告される場合）が 2025 年 10 月 31 日と近づいておりますので、申告期限及び適用税率等の概要について紹介します。

① 課税対象期間

2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日

② 申告期限

2025 年 10 月 31 日

（申告を Tax Agent に委託する場合は通常 **2026 年 5 月 15 日まで延長**される）

③ 適用税率

- オーストラリア居住者及びオーストラリア非居住者ともに前年度（2023-24 年度）と比較して**減税**となっている（前年度からの変更箇所は以下**赤字**で記載）。

- オーストラリア居住者（2024-25 年度）

課税所得	所得税額（累進税率）
0 - \$18,200	なし
\$18,201 - \$45,000	\$18,200 超過部分について 16%
\$45,001 - \$135,000	\$4,288 + \$45,000 超過部分について 30%
\$135,001 - \$190,000	\$31,288 + \$135,000 超過部分について 37%
\$190,001 -	\$51,638 + \$190,000 超過部分について 45%

（注）上表には Medicare levy（2%）を含まず

（計算例）年間の課税所得が\$160,000 の場合

所得税額 $\$40,538 = \$31,288 + (\$160,000 - \$135,000) \times 37\%$

- ・ オーストラリア非居住者（2024-25 年度）

課税所得	所得税額（累進税率）
0 - \$135,000	30%
\$135,001 - \$190,000	\$40,500 + \$135,000 超過部分について 37%
\$190,001 -	\$60,850 + \$190,000 超過部分について 45%

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。